

### 埼玉県報

第4号 令和元年(2019年) 5月17日 金曜日

#### 目次

#### 告示

- 埼玉県議会臨時会の招集(財政課)
- O 電子入札共同システム稼働環境提供業務委託に関する契約の相手方等の公示(入札審査課)
- 電子入札共同システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示(入札審査課)
- 次期電子入札共同システム構築業務委託に関する契約の相手方等の公示(入札審査課)
- 県政広報テレビ番組制作・放送業務に関する契約の相手方等の公示(広聴広報課)
- 県政広報ラジオ番組制作・放送業務に関する契約の相手方等の公示(広聴広報課)
- 令和元年度登録販売者試験の実施(保健医療政策課)
- 埼玉県製菓衛生師試験の実施(保健医療政策課)
- 分 埼玉県出張理美容師衛生講習の指定(生活衛生課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 清算法人江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区の役員退任届(春日部農林振興センター)
- 清算法人江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区の清算人就任届(春日部農林振興センター)
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示(農業支援課)
- 南畑土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画の変更の認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る 公告(八潮新都市建設事務所)
- Q 県道熊谷館林線の区域の変更(熊谷県土整備事務所)
- Q 県道熊谷館林線の供用の開始(熊谷県土整備事務所)
- 図選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)
- 令和元年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示(審査調整課)

# 埼玉県告示第二十一号

 $\mathcal{O}$ 規定により、 次の事件について、 令和元年五月二十 地方自治法 · 四 日 (昭和二十二年法律第六十七号) に埼玉県議会臨時会を招集する。 第百 条第 項

令和元年五月十七日

埼 玉 知 事 上 田 清 司

#### 付 議する 事件

- 埼玉県議会 議長を選挙することに 0 11 7
- 埼玉県議会副 議長を選挙することに 0 1 7
- 三 埼玉 県議会常任委員会委員を選任することに 2 11 7
- 兀 埼 玉 見議会 議会運営委員会委員を選任す る <u>ر</u> ح 0 ٧١ て
- 五. 埼 玉 県議会特別委員会を設置することに 9 V 7
- 六 埼玉県議会特別委員会委員を選任することに 0 い 7
- 九八七 議員 へのうち から選任される埼玉県監査委員に 9 V て 同意を求めることに 0 V 7
  - 埼玉 県 浦 和 競馬 組合 議会議員を選挙することに 0 11 7
- 彩の 国さいたま人づくり広域連合議会議員を選挙することに 0 V 7

# 埼玉県告示第二十二号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和元年五月十七日

- 1 購入等件名及び数量電子入札共同システム稼働環境提供業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15 番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 契約金額 44,111,660円

項第2号に該当

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1

# 埼玉県告示第二十三号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和元年五月十七日

- 1 購入等件名及び数量 電子入札共同システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15 番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額 50,737,320円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

# 埼玉県告示第二十四号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和元年五月十七日

- 1 購入等件名及び数量 次期電子入札共同システム構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15 番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額 35,380,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

# 埼玉県告示第二十五号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和元年五月十七日

- 1 購入等件名及び数量県政広報テレビ番組制作・放送業務2番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市 浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額 124,367,921 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

# 埼玉県告示第二十六号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和元年五月十七日

- 1 購入等件名及び数量県政広報ラジオ番組制作・放送業務1番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市 浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社エフエムナックファイブ 埼玉県さいたま市大宮区錦町 682 番地 2 J A C K 大宮
- 5 契約金額 36,468,938円
- 6 契約の相手方を決定した手続随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

# 埼玉県告示第二十七号

のとおり行う。 五. 年法律第百四十五号)第三十六条の 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性 八第一項の 規定に  $\mathcal{O}$ 確保等に関する法律 より、 登録販売者試 (昭和三十 験を次

令和元年五 月十七日

埼玉県知 事 上 田 清 司

#### 試 験期 日 及 び場所

令和元年九月八日(日)	試 験 期 日
獨協大学(埼玉県草加市学園町一番一号)	試 験 場 所

### 試験科

イ 医薬品 に共通する特性と基本的な知

- 口 人体の働きと医薬品
- ハ 主な医薬品とその作用
- = 薬事に関する法規 心と制度
- ホ 医薬品 の適正使用と安全対策

### 受験手続

## 提出書類

則 医薬品、 (昭和三十六年厚生省令第一号)第百五十九条の 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の 五第一 確保等に関する法律施行規 項に規定する申請書

### 口 試験手数料

万 五千円を埼玉 県 収 入証 紙 により 納 付すること。

### ハ 提出 期間及び提出 方法

令和元年六月十二日 (水) から六月二十 日 (金) まで

埼玉県登録販売者試験セン タ (柏郵 便局私書箱五十号)宛の 簡易書留

ること。 な お、 提出 期間最終 日ま で  $\mathcal{O}$ 消 印  $\mathcal{O}$ あるもの に限る。

## 兀

イ 埼玉県庁本庁舎一 階 南 側 工 レ ベ タ 前 掲示

令和元年十月八日(火)午前十時から同年十一月七日(木)午後五時まで埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載令和元年十月八日(火)午前十時から同年十月九日(水)午後五時まで

口

# 埼玉県告示第二十八号

項 の規定により、 製菓衛生師法 (昭和四十一年法律第百 製菓衛生師 試 、験を次 0 1十五号。 とおり行う。 以下 法 と 11 う<sub>。</sub>  $\overline{\phantom{a}}$ 第 四 条第

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

試験の期日及び場所

令和 元年八月八日 (木)	試 験 期 日	
番十四号 さいたま共済会館	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五	試 験 場 所

### 二 試験科目

衛生法規、 公衆衛生学、 食品学、 食品衛生学、 栄養学並びに製菓理論及び実技

## 三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法 附 則第二項若し くは第三項に規定する者

### 四 受験手続

## イ 提出書類

製菓衛生師法施 行 細 則 (昭 和 四十二年 埼玉県規則第五 +·四号) 第二条に 規定

する受験願書及び書類

## 口 試験手数料

九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

# ハ 提出期間及び提出方法

令和元年六月六日(木)から六月二十日(木)まで

埼玉県製菓衛生師 試験セ ン タ 柏 郵 便 局私書箱五十号) 宛  $\mathcal{O}$ 簡易書 留

な お、 提出 期間最終 . 日 ま で  $\mathcal{O}$ 消 印  $\mathcal{O}$ あるもの に限る。

# 五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

令和 元年 九月十九 日 (木) 午 前 時 か 6 同 年九 月二十 日 金) 午後五 一時ま で

# ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

元年 九 月十 九 日 木 午前 +時 か 6 同 年 +月 +八 日 金) 午後五時まで

# 埼玉県告示第二十九号

条 例 習として次のとおり指定した。 理容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十三号)第七条及び美容師法施行 (平成十二年埼玉県条例第二十四号) 第七条の規定による出張理美容師衛生講

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一講習の主催者

埼玉県知事 上田 清司

一講習日程及び講習会場

イ 令和元年九月三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

口 令和元年十一月十四日

埼玉県朝霞市青葉台一丁目十番五号

埼玉県朝霞保健所

ハ 令和二年一月三十一日

埼玉県川口市前川一丁目十一番一号

埼玉県南部保健所

# 埼玉県告示第三十号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同 を次 条第三項に (平成十年法  $\mathcal{O}$ لح お り お 縦覧 律第 1 て準 に 九 供す 用する同 +る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ 1)

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

吉川きよみ野ショッピングプラザ

埼玉県吉川市きよみ野四丁目一番一号

## ロ変更の概要

大規 模小売店 舗 を設置す んる者  $\mathcal{O}$ 氏 名又は 名称及び 住所並びに法 人に . あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社新都市ライフ 代表取締役 古屋雅弘

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

(変更後) 株式 会社新 都市 ライ フ ホ ル デ イ ン グ ス 代 表 取 締役 安達

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

大規 模 小 売店舗 に お 1 て 小 売業を行う 者の 氏名又は 名称及 び 住所並 び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式 会社 コ モ デ 1 表 取 締 役 松 澤志

東京 都北 区 一滝野 ĴΪ 七 丁目 <del>-</del> 七番 十四号 計二者

(変更後) 株式 会社 コ モ デ 1 表 取締役 岩崎吉春

東京都北区滝野川七丁目二十七番七号 外 計二者

## ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十八日外

二 届出年月日

平成三十一年四月二十三日

## 二 縦覧期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

# 四 意見書の提出

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第三十一号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次 いて、 同条第三項に (平成十年法律第  $\mathcal{O}$ لح お お り 縦覧 いて準 九 12 供す 用する同 +る。 号)第六条第一 法第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ 1)

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

パトリア桶川

埼玉県桶川市若宮一丁目百一番地五十六

## ロ変更の概要

大規模小売店舗 を設置する者  $\mathcal{O}$ 氏名又は名称及び 住所並びに法 人に . あ つ て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社新都市ライフ 代表取締役 古谷雅弘

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

(変更後) 株式会社新 都市 ライ フ ホ ル デ イ ン グ ス 代表取 締役 安達

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う 者の 氏名又は 名称及 び 住所並 び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社東武ストア 代表取締役 丹羽茂美

東京 都板橋 区 上 板橋三丁 月一番 計二十 七者

(変更後) 株式会社東武ストア 代表取締役 土金信彦

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号 外 計二十九者

ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日外

二 届出年月日

平成三十一年四月二十三日

二 縦覧期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第三十二号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法  $\mathcal{O}$ と お お り 縦覧 律第 1 て準 に 九 供す 用する同 +\_ る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ り

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

北鴻巣ショッピングプラザ

埼玉県鴻巣市赤見台一丁目十二番十八号

## ロ変更の概要

大規 模 以小売店舗 に お 11 て 小 売業を行う者の 氏名又は名称及び住所並 び に 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎悦久

埼玉県東松 山 市 本 町二 丁目二番四十七 号 外 計二者

(変更後) 株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松 山 市 本 町二 丁 目二番四十七号 外 計二者

## ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日

## ニ 届出年月日

平成三十一年四月二十三日

## 二縦覧期間

**令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで** 

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

# 四 意見書の提出

大規模小売店 舗 <u>\</u> 地 法第八 条第二項の 規定に ょ り、 当該大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 生活 環境の 保 持  $\mathcal{O}$ た 8 配慮すべ き事 項 12 9 *\*\ て意見を有する者は 県

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

# イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

# 口 意見書提出先

# 埼玉県告示第三十三号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次 いて、 同条第三項に (平成十年法律第九  $\mathcal{O}$ とお お り縦覧に いて準 はまる。 用する同法第五条第三項 +号)第六条第一 項 の規定に  $\mathcal{O}$ 規定によ による届 ŋ

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー

埼玉県熊谷市本石二丁目百三十五番地外

## ロ変更の概要

大規模小売店 舖 を設置する者 0 氏名又は名称及び 住所並びに法人にあ · つ て は

代表者の氏名

(変更前) 片倉工業株式会社

代表取締役社長 佐野公哉

東京都中央区明石町六番四号

(変更後) 片倉工業株式会社

代表取締役社長 上甲亮祐

東京都中央区明石町六番四号

大規 模小売店舗 におい て 小 売業を行う者  $\mathcal{O}$ 氏名又は 名称及  $\mathcal{U}$ 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテ ル 株式会社 代 表 取 締 役 村井正 亚

千葉県千葉市 美浜区中瀬 丁 目 五 番地 外 計二十三者

変更後) 1 オンリテー ル株式会社 代表取 統統役 井出 [武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計九者

ハ 変更年月日

平成三十一年三月二十八日外

二 届出年月日

平成三十一年四月二十五日

## 二 縦覧期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

## 三 縦覧場所

# 四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗 い、県にの周辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

# イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

# 口 意見書提出先

### 示

# 埼玉県告示第三十四号

ŋ 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立 覧に供する。 概要等につい て、 地法 同条第三項 (平成十年法律第九  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ +り 公告し、 一号)第五条第一 及 び当該 届 項 出 の規定に [等を次 のとお . よる届

令和元年五月十七

日

埼玉 知 事 上 田 清 司

届 出  $\mathcal{O}$ 概要等

イ 大規模 小売店舗 の名称及び 所在 地

ヤオ コー 所沢 有楽 町

埼玉 県所 沢市 有楽 町 六 百 六 +九 番 地 外

口 大規模小 売店舗  $\mathcal{O}$ 設置 及 び 当該 大規 模 小売店 舗 お V て 小 売業を行う者  $\mathcal{O}$ 

氏 名又は名称及 Ű 住 所並 び に 法 人 にあ 0 て は 代表者  $\mathcal{O}$ 氏

大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 設置者

式会社 ヤオ コ 代 . 表取 締 役 Ш 野 澄 人

玉 県 川越市 新 宿 町 丁 目十番地

大規模小 売店舗 に お 11 て 小 売業を行う者

式会社 ヤオ コ 代表 取締役 Ш 野 澄人

埼玉県 Ш 越市 新 宿 町 丁 目 1十番 地

ハ 大規模小 売店舗  $\mathcal{O}$ 新設 をす る 日

令和元年 十二月 + 九 日

= 大規模 小 売店 舗 内  $\mathcal{O}$ 店 舗 面 積  $\mathcal{O}$ 合計

百 兀 十五平方 メ ル

ホ 大規 模小 売店舗  $\mathcal{O}$ 施設  $\mathcal{O}$ 配 置 12 関する事 項

駐車場の 位置及び 収容台数

位 置 図面 省略 収容台 数 万 五. 台

駐  $\mathcal{O}$ 位 置及 び 収容台数

位 置 义 面 省 略 収容台 数 五三台

荷さば き施設  $\mathcal{O}$ 位 置及び 面 積

位置 义 面 省 略 面積 一二三平方 メ ル

廃棄物 等  $\mathcal{O}$ 保管施 設  $\mathcal{O}$ 位置及び容量

义 面 省 略 容量 三三立方 メ

模 小 店 舗  $\mathcal{O}$ 施設  $\mathcal{O}$ 運営方法に . 関 す る 事 項

 $\sim$ 

大 規模 小 売店舗 お 11 7 小 売業を行 Š 者  $\mathcal{O}$ 開店時 |刻及び 閉店時刻

午前九時から午後九時四十五公

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間:

荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午前八時四十五分

## ト 届出年月日

平成三十一年四月十八日

### 一 縦覧期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小 売店舗 立 地 法 第 八 条第二項  $\mathcal{O}$ 規定に ょ り、 当該 大規模小 売店 舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

の地域  $\mathcal{O}$ 生活 環境  $\mathcal{O}$ 保 持  $\mathcal{O}$ た 8 配慮すべ き事項に 9 V て意見を有する者は、 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

# イ 意見書提出期間

和 元年五月十 七 日 カコ 5 令 和 元 年 九 月 + 七 日 まで

# 口 意見書提出先

# 埼玉県告示第三十五号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法  $\mathcal{O}$ لح お お り 縦覧 律第 11 て準 12 九 供す 用する同 +る。 号) 法第 第六条第一 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ り

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼 玉 県越 谷市 V 1 ク タ ウ シ三丁 目 \_\_\_ 番 地 兀 丁 目 番地 兀 丁 目二番

\_

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗 を設置する者 の氏名又は名称及び 住所並 びに 法 人にあ つ て は

代表者の氏名

(変更前) 三菱U F J 信 託 銀 行 株 式 会社 代 表 取 締 役 池 谷 男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

(変更後) 三菱U F 信 託 銀 行 株式会社 代表取 締 役 池 谷 幹男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武

美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

## ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日

二 届出年月日

平成三十一年四月二十六日

## 二 縦覧期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

# 四 意見書の提出

大規 模 売店舗立地法第八 条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第三十六号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第  $\mathcal{O}$ とお り縦覧 お いて準 九 12 はまる。 用する同法第五条第三項 +\_ 号) 第六条第二項 の規定に  $\mathcal{O}$ 規定に による届 ょ ŋ

令和元年五月十七 日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

#### 届 出の 概要等

イ 大規模小 売店舗 の名称及び 所在 地

才 Vク タウ ン

埼 玉 一県越 谷市 V 1 ク タ ウン三丁 目 \_\_\_ 番 地 兀 丁 目 番 地 兀 丁

#### 口 変更の 概 要

駐車 -場の位 置及 び 収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 九二二三台

(変更後) 位 置 図面 省 略 収 容台数 九二二三台

駐車場の自 動車  $\mathcal{O}$ 出 入  $\Box$  $\mathcal{O}$ 数及 び位置

(変更前) 出 入 П  $\mathcal{O}$ 数 三五. か所 位置 义 面 省 略

(変更後) 出 入  $\mathcal{O}$ 二四 か 所 位 置 义 面 省略

来客が駐車場を利 用することが できる時間帯

(変更前 A 街 区  $\widehat{K}$ Α Z Е 街 区 • B 街 X  $\widehat{\mathbf{M}}$ Ο R Ι 街 区 午前六 時 か

5 翌午 前 時

Ο U Τ L E T 敷地 隣接隔 地 駐 車場 午前 六 時 か ら翌午 前 時

ô U Τ L E T 街 午前 翌午前 零時

D 街区 区 八時 から

5 翌午 前 時 (変更後)

Α

街区

 $\widehat{K}$ 

A

Ζ

Е

街

区

•

В

街

区

 $\widehat{\phantom{a}}$ 

Μ

Ο

R

Ι

街

区

午前六

時

カコ

D 街 区 ô U Τ L Ε Τ 街 区 午 前 八 時 か 5 翌午前零時

### ハ 変更年月

令和元年十二 月二十 七  $\exists$ 

= 届出年月  $\exists$ 

成三十 \_ 年 四月二十六 日

#### 覧 期 間

和 元年五 月  $\dot{+}$ 七 日 カュ ら令和元年九月十 七 日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

意見書の提出

兀

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定により、当該大規模小売店舗 の周辺 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第三十七号

いて、次のとおり届出があった。 清算法人江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所につ 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理 事	職名
利根	齌	石	石	矢	松	福	小	小	小	石	石	新	新	氏
川	藤	井	Ш	島	島	島	JII	JII	JII	井	井	井	井	IV.
英	佳	敏	邦	正	政		久				忠		孝	Þ
夫	文	雄	夫	弘	男	榮	雄	修	勇	勉	義	茂	作	名
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉県	<i>(</i> <del>)</del> -
同	同	白岡市	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	県蓮田市	住
同	岡泉	実	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大字	
四百九	<b>水六百七</b>	ヶ谷八百	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	丁江 ケ崎	所
十七番地	一番地	1六十九番地	千九百五十八番地二	千百三十四番地	千八百十七番地	千二十一番地	二千六十八番地	二千六十番地三	千八百四十番地一	千五百六十一番地	千七百六十二番地一	八百十八番地	千番地一	

同

横

田

保

男

同

同

実ヶ谷三百六十八番地

# 埼玉県告示第三十八号

改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所に る 同法第十八条第十七項の 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第四項において準用す 規定により、 解散認可 した清算法人江ヶ崎・実ヶ谷土地 ついて、次のとおり届出があった。

令和元年五月十七日

玉 県 知 上 田 清 司

清 算 人  $\mathcal{O}$ 氏名及び住所

氏 住

井 埼 玉県蓮田市大字江 ケ 崎千番地

茂 同 同 同 同 百 番地

同 同 同 同 千五百六十一番地

石

石

同

同

同

同

千七百六十二番地

同 同 同 同 同 二千六十番地三 八百四十番地一

久 同 同 同 二千六十八番地

同 同 同 千二十 一番地

同 同 同 千八百十七番地

同 同 千百三十四番地

同 同 千九百五十八番地二

同 同 岡泉六百七十番地 石

敏

同

白岡市

ケ

谷八百六十九番地

石

邦

夫

矢

正

弘

同

松

政

福

小

小

小

同 同 四 百 九十七番地

根川

佳

同 実ケ 谷三百六十八番地

# 埼玉県告示第三十九号

対策特別措置条例(昭和五十三年埼玉県条例第十四号)第三条第一項の特別災害と して指定した。 令和元年五月四日の降ひょうによる災害を令和元年五月十七日、埼玉県農業災害

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県告示第四十号

計画の変更を令和元年五月十四日認可した。 る同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業(維持管理事業) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用す

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一名称

南畑土地改良区

一事務所の所在地

富士見市

# 埼玉県告示第四十一号

九日終了した旨測量計画機関である吉川市吉川中央土地区画整理組合から通知を受平成三十年埼玉県告示第八百九号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十 同法第十四条第三項の規定により公示する。 けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県告示第四十二号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 次の雨水流出抑制施設は、 第五条第一 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一許可番号

第二〇一七—四十二—一号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県草加市谷塚上町字立野二百七十一番一他

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百三十二・七三立方メートル

### 埼玉県告示第四十三号

保留地の処分について、 十八年埼玉県告示第八百三号) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画 次のとおり公告する。 第九条の規定によ り、 整理事業保留地処分規程 公募による抽 選  $\mathcal{O}$ 方法による (平成

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号百五十六

(1) 位置

根百七十五番一外) 潮 南 部 西 体型特定土地区画整理事業五街区十一 画地 八潮市大字大曽

(2) 地積

百四十二・三七平方メートル

(3) 予定価格

千九百九十三万千八百円

保留地番号百五十七——

口

(1) 位置

原六百三十一番一) 八潮南部西 一体型特定土地 区画整理事業二十 街区三画地 (八潮市大字大

(2) 地積

三百九十二・一七平方メートル

(3) 予定価格

五千百三十七万四千二百七十円

八 保留地番号百五十七—二

(1) 位置

南部西 体 型特定土 地 区 画整理事業二十 街区二十画地 八 潮 市大字

大原六百三十一番一外)

(2) 地積

三百・一七平方メートル

(3) 予定価格

三千百二十一万七千六百八十円

二 保留地番号百五十七—三

(1) 位置

潮南 部西一体型特定土地 区画整理事業二十 一街区二十一 画地 八 潮 市大

字大原六百三十一番一外)

(2)地積

二百四十 七平方メ ル

(3)予定価格

二千七百八十五万 九千七百二十円

ホ 保留地番号百五十 七 应

(1) 位 置

八潮南部西 \_ 体 型特定土地区 画整理事業二十 一街区二十二画地 (八潮市大

字大原六百三十一番二外)

(2)地積

百七十三・ 七平方メ ル

(3)予定 価格

二千三百五十五万千百二十円

保留地番号百二―一及び百二―二

(1)

位置

五百二十四番五外) 八潮南 部 西 一体型特定土地区 及び六十九街区二十画地 画整理事業六十九街区一画地 (八潮市大字垳五百二十四番八 (八潮市大字垳

(2)

地積

百六十八 五平方メ

ル

(3)予定 価格

二千四百二十一万三千六百円

1 保留地番号百二―三及び百二― 应

(1) 位 置

八潮南 部西 一体型特定土 地 区 画整理事業六十九 街区 十九 画地 (八潮市大字 百二十四

垳五百二十四番四 外 及び 六 十九 街区二十一画 地 八 潮市 大字垳五

番四)

(2)地積

二百六十七 ・三四平方メ ル

(3)予定価格

三千七百十六万二百六十円

チ 留地 番号百二—五、 百二— 六及び百二―

(1)

字垳 匹 外 五百二十 潮 南 部西 及び六十九街区二十四 应 一体型特定土地 番五 <u>外</u> 六十九街区二十三画 区画整理事業六 画 地 八 潮 市 十九 大字垳五 地 街区二十二画地 (八潮市 百二十四番 大字垳五百二十 四 八 潮 市 匹 大

(2) 地積

二百十七・二六平方メートル

(3) 予定価格

二千三百六十八万千三百四十円

リ 保留地番号百二―八及び百二―九

(1) 位置

字垳五百二十 四番八外) 八潮南部 西 匹 [番五外) 体 型特定土地 及び 六十 区 画整理事業六十九 九 街区二十六画 街区二十五 八 潮 市 画地 大字垳五 八 百二十 /潮市大

(2) 地積

百九十・〇四平方メートル

(3) 予定価格

二千六百三万五千四百八十円

ヌ 保留地番号百二―十、百二―十一及び百二―十二

(1) 位置

字垳五百二十四番五外)、 番四外) 八潮南 及 部西 び六十九街区二十九 \_ 体型特定土地区画整理事業六十九 六十 画 九街区二十八画地 地 八 潮市 大字垳五 街区二十七画地 (八潮市大字垳五百二十四 百二十 四番 四外) (八潮市 大

(2) 地積

二百十七・二七平方メートル

(3) 予定価格

二千三百六十八万二千四百三十円

ル 保留地番号百二―十三及び百二―十四

(1) 位置

垳五 番十一外) 百二十四番五外) 潮 南部 西 一体 型特定土地 及 び 六十九街区三十一 X 画 整理事業六 十九街区三十画 画 地 (八潮市 大字垳五百二十四 地 八 /潮市大

(2) 地積

百九十・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千六百四十一万円

ヲ 保留地番号百二―十五、百二―十六及び百二―十七

(1) 位置

字垳五百二十五 及び六十九 南 部 西 \_ 番一外) 街区三十四 体 型特定土 六十 画 地 地 区 九街区三十三画 画 八 整理事業六 潮 市大字垳五 地 九 百 街区三十二画 (八潮市大字垳 番一 外 地 五百 八 番一 潮 市 大

(2) 地積

二百十七・二五平方メートル

(3) 予定価格

二千三百六十八万二百五十円

保留地番号百二―十八及び百二―十九

ワ

(1) 位置

字垳五百番 潮 南 部 西 外 体 及び六十 型特定土 地 九街区三十六画地 区 画 整 理 事業六 十九 八 潮 街区三十五 市 大字垳五百番二外) 画 地 八 潮市 大

(2) 地積

百八十九・九六平方メートル

(3) 予定価格

二千六百二万四千五百二十円

力 保留地番号百六十三

(1) 位置

八 潮 南 部 西 体型特定 土 地 区 画 整理事業百五十三街 区 兀 画 地 八 潮市大字

大瀬四百三番一外

(2) 地積

百五十三・五二平方メートル

(3) 予定価格

二千二百五十六万七千四百四十円

抽選に参加する者に必要な資格

1 域に存する保留 都市計画 建築物 法 の建築の ( 昭 和 地 に係る 兀 用 に供 十三年法 す 抽 る目 選に参加する場合にお 律第百号) 的 で 取 得 第八条第一項第一号に規定する工業地 ようとする者であること。 11 て は、  $\mathcal{O}$ 限 りでな た だ

ロ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(1) 年被 後見 人若 は被保佐 人又は破産者で 復 権を得な 1

② 抽選の公正な執行を妨げたも

(3) 未成年者

更生法 (平成十四 年法律第百 五 十四号) 第十七条の 規定による更生手

五 号)  $\mathcal{O}$ 第二十 申立 て が <del>--</del> なさ 条 0) 規定に れ 7 11 よる再 る者 又 生 は 手続開 民事再 生法 始  $\mathcal{O}$ 申 (平成 立 T が + な さ 年 れ 法 律第二 T V る者 百

- (5)次の  $\left( \longrightarrow \right)$ から  $(\Xi)$ ま で  $\mathcal{O}$ 11 ず れ カュ に 該 当 そ  $\mathcal{O}$ 事 実が あ 0 た後二年を 経過
- て 11 な い者
- 契約 者 が 契 約 を 履 行 す ることを 妨 げ た 者
- $(\Box)$ 正 当な 理 由 が な < 7 契約を履行 l な か 0 た
- $(\equiv)$ を 契約 又は  $\mathcal{O}$ 履行  $\mathcal{O}$ 12 11 当た ず れ ŋ カコ 代 に 理人、 該当す っる 事実が 支配 人そ  $\mathcal{O}$ 他 0  $\mathcal{O}$ た 使用 後二 一年を経 人と し て使用 過 L 7 11 た な 者 11
- (6)府 県税 が (都 道 府 県民 税、 法 人都道府 県民 税 個 人事業税又は法 人事 業
- 税  $\mathcal{O}$ 納 あ る者
- (7)で定める方法に 草 市 計 画 事業 ょ り 契約 八 潮 代金を支払 南 部 西 体 . う 型 ことが 特 定 土 地 でき 区 な 画 V 整 理事 業保 留 地 処 分 規 程
- (8)第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力 成二十三年埼玉県条例第三十九号) 8 契約者が 5 れ · る者 · 暴力 団員による不当な行 第三条第二項に規定する暴力団関係者と 為  $\mathcal{O}$ 防 止 等に 関 ける法 律 団排 (平成三年 除 条例(平 法 律
- 抽選参 加 申込み受付  $\mathcal{O}$ 期 間 及 び 場所

### 1

- (1)消 郵 送受付 印有効 期 間 令 和 元年五月二十 九 日 (水) カュ 5 同 年六 月 七 日 金) ま で
- た だ 土曜 日 日 曜 日 及 び 祝 日 は 除 く。  $\mathcal{O}$ 午 前 九 時 カュ 5 午 後五時 ま
- 口 郵送 窓  $\Box$ [受付  $\mathcal{O}$ 場所

(2)

窓

П

受付

期間

令

和

元

年

五.

月三十

\_

日

金)

か

5

同

年

六

月

+

日

月)

ま

で

埼玉 県 八潮市 大字 中 -馬場五 十二番 地 埼 玉 県 八 潮 新 都 市 建 設 務所

#### 兀 抽 選の 日 時 及 び場所

1 日 時

令和 元 年 六 月 +五. 日  $\widehat{\pm}$ 午 前 十時三十 分

口 場所

埼玉 県 八 潮 市 大字 中 馬場五十二番 地二 埼 玉 県 八 潮 新 都 市 建 設 事務所

五. そ  $\mathcal{O}$ 

イ 抽選参 加 要 領 及 び 抽 選参 加 申 込 書 は、 Τ Χ 八 潮 駅 西 宅 地 販 売 セ ン タ に お い

て 配 布 す る。

な お 郵送を希 望する者 は 同 セ ン タ (電話  $\bigcirc$ \_  $\bigcirc$ 八 兀 兀 兀

12 請 求 す ること。

# 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和元年五月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和元年五月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 熊谷館林線

三 道路の区域

	三八七〇・〇〇	一七・八〇~八九・三五	まで同市肥塚字道河原上一四〇五番一地先から 熊谷市新島字戸井下二〇番三地先	新 B
一部は熊谷市に引継ぐ予定。区域の一部変更である。新Aの長告示第三十二号の道路予定	二 五 五 · ·	一五・九四〜五二・四〇	まで同市肥塚字道河原上一四〇五番一地先	新 A
け埼玉県熊谷県土整備事務所平成二十四年十一月三十日付			から熊谷市筑波一丁目一一二番地先	旧 A
備考	(メートル)	(メートル) 敷地の幅員	区間	旧 新 別

# 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 令和元年五月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

	熊谷館林線			路線名
までまず原上一四〇五番一地外		熊谷市新島字戸井下二〇番三地先		供用開始の区間
(午後二時)	令和元年五月二十日			供用開始の期日
	延長三八七〇・〇〇メートル	第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。	令和元年五月十七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示	備考

### 埼玉県選管告示第三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年五月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

日時 令和元年五月二十一日 午前十時

一 場所 選挙管理委員会室

三議題

ア 第二十五回参議院議員通常選挙について

1 埼玉県議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出について

ウ その他

## 埼玉県労働委員会告示第一号

令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年 中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により公示する。 づき、令和元年度あっせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行 当委員会は、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基

令和元年五月十七日

埼玉県労働委員会会長 今 井 眞 弓

#### (平成31年4月24日現在)

氏	名	現 職	主 要 経 歴
今井	眞弓	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県建設工事紛争審査会委員(現)
清水	邦夫	埼玉県建設工事紛争審査会委員 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県危機管理防災部長
青木	孝明	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま家庭裁判所家事調停委員(現)
甲原	裕子	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま家庭裁判所家事調停委員(現)
向田	正巳	駒澤大学法学部准教授 埼玉県労働委員会公益委員	九州国際大学法学部助教授
持田	明彦	自治労埼玉県本部中央執行委員長 埼玉県労働委員会労働者委員	自治労小川町職員労働組合委員長
近藤	嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長 埼玉県労働委員会労働者委員	自動車総連埼玉地協議長
畔上	勝彦	自治労連埼玉県本部中央執行委員長 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉県職員組合教育局支部執行委員長
谷内	聡	JAM北関東執行委員長・JAM埼玉会長 埼玉県労働委員会労働者委員	ボッシュ労働組合執行委員長(現)
大谷	誠一	埼玉県電力関連産業労働組合総連合会長 埼玉県労働委員会労働者委員	東京電力労働組合埼玉地区本部執行委員 長(現)
平石	正治	有限会社乾特殊鋳造所代表取締役 埼玉県労働委員会使用者委員	川口鋳物工業協同組合業務委員長(現)
廣澤	健一	一般社団法人埼玉県経営者協会常務理 事・事務局長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行秩父支店長
芦葉	武尊	株式会社芦葉建設代表取締役 埼玉県労働委員会使用者委員	埼玉県商工会青年部連合会会長
木村	謙一	むさし証券株式会社会長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行取締役常務執行 役員経営管理部担当
中村	元信	日東商事株式会社取締役社長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社武蔵野銀行常務取締役
奥山	秀	埼玉県労働委員会事務局長	
吉田	雄一	埼玉県労働委員会副事務局長兼審査調整 課長	
安永	陽子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
野口	尚	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
奥野	はるか	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
増井	望未	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
古庄	桃子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
宮地	博昭	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	